

学校法人君が淵学園寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人君が淵学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を熊本県熊本市西区池田 4 丁目 2 2 番 1 号に置く。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い学校教育を行い、高度な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、下記に掲げる学校を設置する。

崇城大学	大学院	工学研究科 芸術研究科 薬学研究科
	工学部	機械工学科 ナノサイエンス学科 建築学科 宇宙航空システム工学科
	芸術学部	美術学科 デザイン学科
	情報学部	情報学科
	生物生命学部	応用微生物工学科 応用生命科学科
	薬学部	薬学科

(収益事業)

第 5 条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

不動産業

第 3 章 役員および理事会

(役員)

第 6 条 この法人に、下記の役員を置く。

(1) 理事 8人以上10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することができる。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第 7 条 理事は、次に掲げる者とする。

(1) 崇城大学学長

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人または4人

(3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 4人または5人

2 前項第1号および第2号の理事は、学長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第 8 条 監事は、この法人の理事または職員(学長、教員、その他の職員を含む。)、評議員または役員(配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者)であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第 9 条 役員（第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第 10 条 理事または監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任および退任)

第 11 条 役員が次の各号の 1 に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

(4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号または第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第 12 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第 13 条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会および評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産または理事の業務執行に関して不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対

し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

- 第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
 - 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
 - 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
 - 9 前条第2項および前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
 - 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。
 - 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 12 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

- 第18条 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以

外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長および出席理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記録しなければならない。

第4章 評議員会および評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、17人以上21人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置く。議長は、評議員のうちから評議員会において選任（または理事長をもって充てる。）する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 9 (略)
- 10 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条第1項および第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算および事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(評議員の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役

員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、下記の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 8人以上10人以内
 - (2) この法人の設置する学校（かつて設置した学校を含む。）を卒業した者で年令25才以上の者のうちから、理事会において選任した者 4人または5人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5人または6人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第25条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任および退任)

第26条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。

第5章 資産および会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産および収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産および将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産または収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金とし、もしくは、定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 3 2 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）および収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画および事業に関する中期的な計画)

第 3 3 条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第 3 4 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算および実績の報告)

第 3 5 条 この法人の決算は毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部または全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付けおよび閲覧)

第 3 6 条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。）

を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第38条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第 6 章 解散および合併

(解 散)

第 4 1 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決および評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合 併
- (4) 破 産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 4 2 条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第 4 3 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 4 4 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以

上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類および帳簿の備付)

第 4 5 条 この法人は、第 3 6 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員および評議員の履歴書
- (2) 収入および支出に関する帳簿および証ひょう書類
- (3) その他必要な書類および帳簿

(責任の免除)

第 4 6 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 4 7 条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事またはこの法人の職員ではないものに限る。）または監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 1 0 0 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(公告の方法)

第 4 8 条 この法人の公告は、君が淵学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第49条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関する必要な事項は理事会で定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は下記の通りとする。

理 事	中 山 義 崇
理 事	加 悦 満
理 事	鈴 木 義 行
理 事	高 木 末 蔵
理 事	橋 本 正 純
理 事	平 山 秀 雄
理 事	小 山 貞 喜
理 事	水 民 正 治

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、昭和36年2月28日から施行する。
この寄附行為は、昭和39年6月19日から施行する。
この寄附行為は、昭和40年1月25日から施行する。
この寄附行為は、昭和42年1月23日から施行する。
この寄附行為は、昭和44年7月21日から施行する。
この寄附行為は、昭和52年12月27日から施行する。
この寄附行為は、昭和54年3月9日から施行する。
この寄附行為は、昭和57年3月17日から施行する。
この寄附行為は、平成2年3月15日から施行する。

この寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

(熊本工業大学工学部工業化学科の存続に関する経過措置)

熊本工業大学工学部工業化学科は、改正後の寄附行為第4条第1

号の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

平成11年10月22日付文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

平成11年12月22日付文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

平成12年3月31日付文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(崇城大学工学部土木工学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部土木工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

平成12年7月19日付文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

(崇城大学工学部電子工学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部電子工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(崇城大学工学部電気工学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(崇城大学工学部構造工学科の存続に関する経過措置)

崇城大学工学部構造工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。ただし、寄附行為第4条の変更については、平成16年4月1日から施行する。

平成16年11月30日付文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成

17年4月1日から施行する。

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年3月31日）から施行する。

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

この寄附行為は、理事会承認の日（平成21年5月27日）から施行する。

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年10月24日付文部科学大臣許可のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

この寄附行為は、平成25年1月1日から施行する。

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

この寄附行為は、平成26年6月1日から施行する。

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年3月7日）から施行する。

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

平成30年3月23日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年8月26日）から施行する。

令和元年11月29日付文部科学省大臣認可のこの寄附行為は、令和元年12月1日から施行する。

令和2年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。